

奈教総 第66号
令和5年6月23日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 横 井 雄 一 様

奈良市教育委員会
教育長 北 谷 雅 人

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人から提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成 26 年度包括外部監査「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」の結果に対する措置状況について

Ⅲ. 公共調達に関する全体的結果及び意見

5. 備品購入費について

(3) 1 件別支払金額の分布

- ・ 学校園におけるウェブサイトを活用した予定価格の積算と見積への査定について
(教育総務課)

【監査結果】

検証の対象とした 35,000 円の備品購入については、上記のように見積書は 1 者からしか入手しておらず、当該見積をもって価格査定の基準となる予定価格とされているので、購入前に十分な価格査定が行われたかどうかは不明である。実売価額との比較結果を見る限り、35,000 円という金額が必ずしも価格有利を示すものとも判定できない。

では簡便な手続きで実質的な価格査定を行うにはどうすればよいか。昨今インターネットにより様々なウェブサイトを参照して容易に市場価格が入手できることから、インターネットによる検索結果を参考として予定価格を積算し、それと見積書とを比較対照して価格交渉を行う、という方法を 1 者見積もり及び見積書徴取省略の場合（予定価格 20 万円未満）の標準にすべきである。学校園による購買においては、このような標準化を実施した上で、35,000 円、50,000 円、100,000 円という 5 千円単位を 1 件価格とすることが実効的な値引きに繋がっていることを客観化・可視化することが必要である。合わせて値引相当額を明示した見積書の入手を要件とすべきである。

【措置の内容】

各学校に対し、予算の執行に際し経済比較のもと十分な価格査定を行い、限られた予算を効率よく執行するとともに、客観性と透明性を図るよう平成 27 年度学校予算執行に係る予算説明会で指示をしました。また、平成 27 年度から指示事項の実施状況を把握するために、各学校から備品購入計画書の提出を求め、その上で、同等品や同種分野の品目について、まとめて購入できるものは契約課に依頼し見積り合わせや入札を行い一括購入しています。さらに、教育機関が購入できる 5 万円以上 20 万円未満の物品の購入に際し、高額である場合は、購入価格の問合せや見積書を業者に提出させる等、価格査定を行い購入するよう改めました。

7. デジタルカメラ等の扱いについて

(3) 平成 25 年度の購入実績

- ・ 契約分割による見積徴取の回避について
(教育総務課、教育支援・相談課)

【監査結果】

上表のとおり公園緑地課、下水道維持課、教育総務課及び教育支援課においては、同一予算を財源として同一日ないし 1 か月以内にデジタルカメラを複数回の支出負担行為により発注しているものがあつた。(上表省略)

奈良市契約規則第 18 条の 2 第 2 項第 5 号により、随意契約において見積書の徴取が省略することができる基準は 1 件の予定価格が 3 万円未満の契約をするときと規定されており、上記は全て見積書の徴取は行われず購入されていた。

しかし上記のように発注が分割されているのは見積徴取を回避するためと考えられる。不適切な分割発注は行わず、価格の妥当性検討という本来の職務が適正に果たされるべきである。透明性のある公共調達に一層の意を払うよう意識を変える必要がある。

【措置の内容】

平成 27 年 7 月 3 日付け奈会契指第 144 号に則し、教育活動等での購入使用に関し、学校で保有している数量、その内で実際に使用が可能な数量、今後の活動に必要な数量等の情報を記した購入理由書を徴取し、当該購入の妥当性を勘案して購入を許可するよう改めました。また、30,000 円未満であっても備品として管理し、その管理を徹底するよう指示をしています。